

提言：「現役世代の働く意欲を高め、将来の安心に備える年金制度の構築
～多様性を包摂し、公平・中立・簡素な制度へ～」
(2024年12月公表)

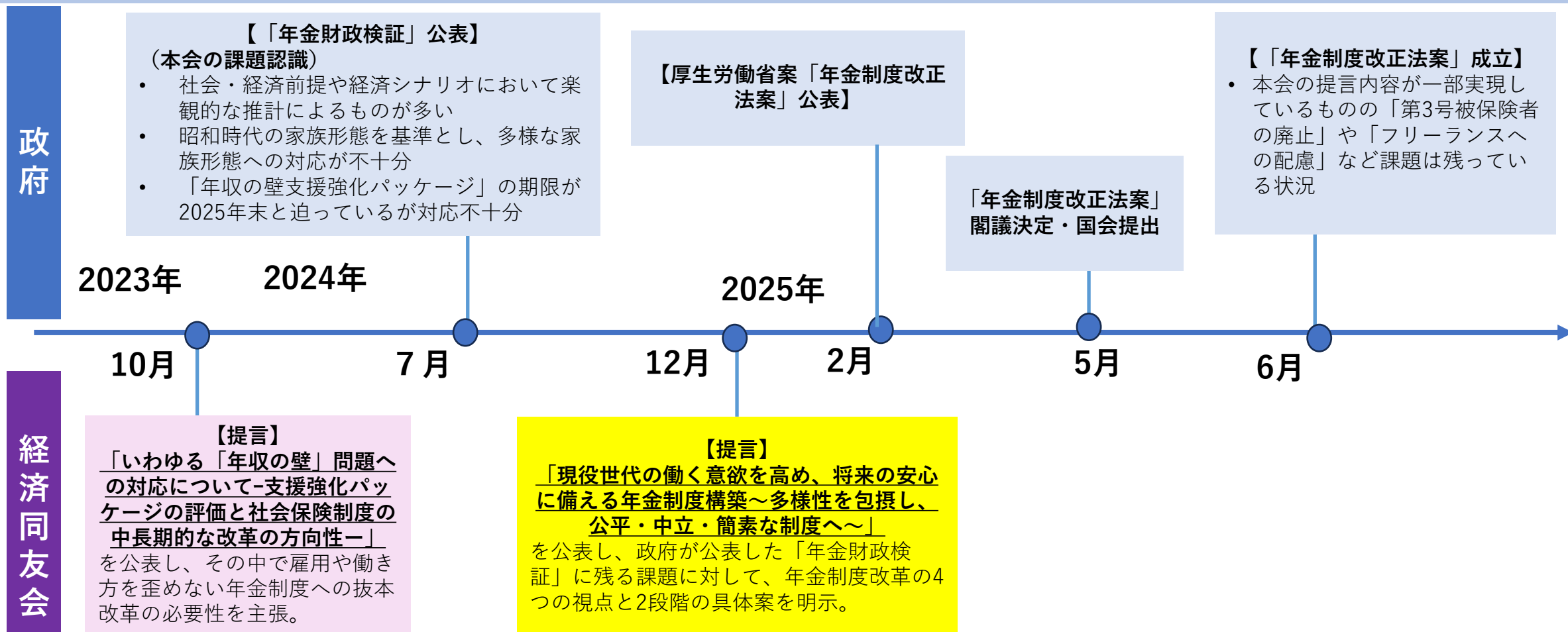
経済同友会 財政・金融・社会保障委員会 委員長

深澤 祐二 (東日本旅客鉄道 取締役会長)

2026年6月23日

本提言を公表したタイミング

- 本提言は、2025年通常国会における「年金制度改革法案」の審議に向けて、厚生労働省案の詰め作業に入る前の2024年12月に公表。
- このため、提言内容は2024年7月に公表された「年金財政検証」に対する課題認識や同年11月までの「社会保障審議会年金部会」の議論内容を踏まえたものとなっている。



提言：「現役世代の働く意欲を高め、将来の安心に備える年金制度の構築
～多様性を包摂し、公平・中立・簡素な制度へ～」

(2024年12月公表)

1. 課題認識

- 24年7月公表の年金財政検証は社会・経済シナリオ等において楽観的な推計であり、労働供給制約の加速や基礎年金の低下による制度の信頼性・持続性の懸念を払拭できておらず、これに対処するための抜本的な改革案も示されていない。
- また、上がり続ける社会保障負担に対する有効な対処策が示されておらず、現役世代の可処分所得を圧迫している。

課題認識

① 労働供給制約の加速

- 生産年齢人口の減少に加え、短時間労働者等の就業調整も早期化する中で、年収の壁・支援強化パッケージ政策の効果は薄く、政策終了後の中期的な改革の姿が見えない

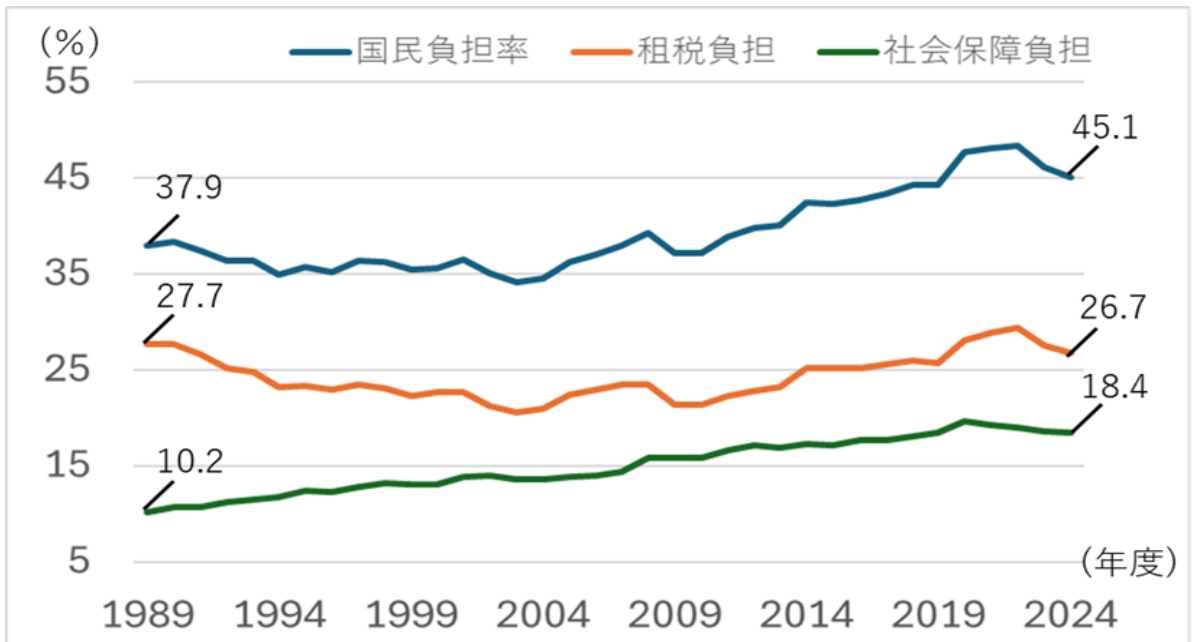
② 基礎年金の低下による制度の信頼性・持続性の懸念

- 家族形態や働き方の多様化など、経済・社会構造の変化に対応した抜本改革案が示されていない

③ 上がり続ける社会保障負担

- 現役世代の可処分所得の圧迫への対処策が示されていない

【社会保障負担率及び租税負担率（対国民所得比）】



<出所>財務省データより経済同友会事務局にて作成

2. 年金制度改革の4つの視点

- 昭和モデルから令和モデルへの転換を図ることが必要であるとの問題意識から、「年金制度改革の4つの視点」に基づく制度設計を行い、抜本改革を図る。
- また、経済成長が社会保障制度を支えると同時に、社会保障制度の見直しによる労働供給制約の緩和を通じて経済成長に寄与するといった相互依存関係になるよう改革を検討する。

① 多様な家族形態を踏まえた「モデル世帯」・働きたい人が働きやすい制度

- 「サラリーマンと専業主婦」というモデル世帯から、「共働き世帯」や「単身世帯」など多様な家族形態を踏まえた制度
- 家族形態や年齢、雇用形態に関わらず、働きたい人が制約を受けることなく働くことのできる環境の下で、豊かな年金を形成することができる制度

③ 税と社会保険料の一体的な負担構造・基礎年金と公的扶助の関係整理

- 所得再分配機能を強化するため、税を含め負担構造を一体的に見直し、最低限の保障を確実に得られる安心感のある制度
- 所得保障政策として基礎年金と生活保護を一体的に検討・整理

② 現役世代・将来世代の負担とならない年金財政運営・応能負担の徹底

- 現役世代、特に子育て世帯を中心に過度な負担を与えることなく、応能負担を徹底した世代間の公平性を確保
- 少子・高齢化の進展を踏まえ財政規模を縮小し、持続可能性への懸念や将来世代の加重的負担を回避

④ 多様性を包摂する「公平・中立・簡素」な制度

- 働き方やライフスタイルに公平・中立（個人や企業意思決定をゆがめない）で、国民に分かり易い簡素な制度
- 負担においては、負担能力が等しければ等しい負担を（水平的公平性）、負担能力が大きければ大きな負担を（垂直的公平性）という考え方を適用

3. 提言のポイント（第1段階の改革）

- 第1段階の改革は、「第3号被保険者制度の廃止」。
- 第3号被保険者制度の段階的廃止とその時期を予め明示し、第2号被保険者への速やかな移行を促す。移行においては5年間の猶予期間を設けると同時に、第3号被保険者への新たな加入・適用は行わない。

改革の内容

- 将来的な第3号被保険者制度の段階的廃止とその時期を明示。被用者保険の適用基準である企業規模要件の撤廃および非適用業種の解消、5人未満の個人事業所への被用者保険の適用を拡大し、事業所に関する要件を完全撤廃（賃金要件は国民年金保険料との公平性に留意し見直す）。
- 複数事業所勤務者については、マイナンバーの活用により、収入等を捕捉することで、第1号被保険者の第2号被保険者への移行を促進。
- 「年収の壁・支援強化パッケージ」の執行上の課題を整理・見直しの上、期限延長し就労を加速する。5年の猶予期間を設け、その初年度から第3号被保険者への新たな加入・適用は行わない。
- これまで第2号被保険者全体で負担していた保険料を削減。第3号被保険者は負担能力に配慮したうえで、保険料を負担し、老後の安心を確保。

移行方法・移行時の影響

- 猶予期間において第3号被保険者から第2号被保険者または第1号被保険者への移行を促し、現在の第3号被保険者は5年の猶予期間中に完全移行。
- 第3号被保険者から第1号被保険者へ移行した者が移行時の世帯年収が一定金額未満で、かつ子育てや障がい等により就労困難な場合等においては保険料の減免措置を講ずる。そのための財政措置は必要。

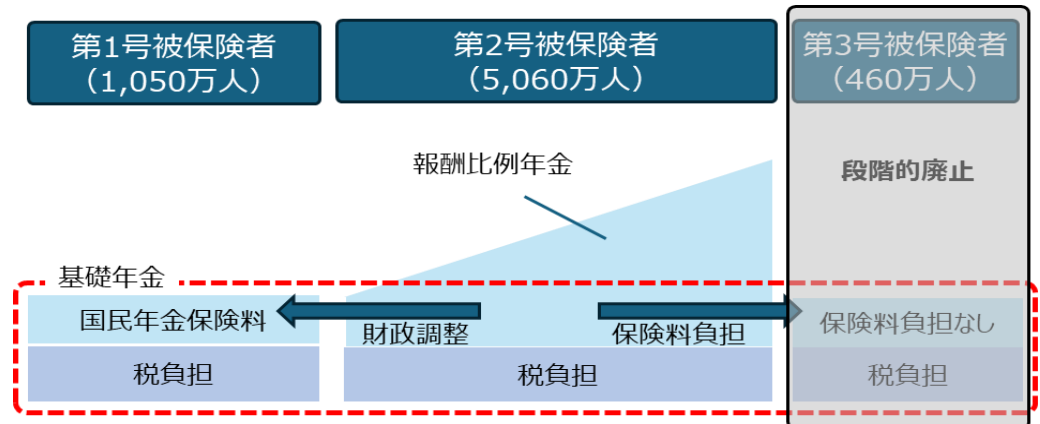
【改革のねらい】

女性のキャリア形成・自らの豊かな老後のための資産形成支援

第2号被保険者の保険料負担を低減させ、公平で中立な制度へ

マイナンバーによる収入捕捉、世帯単位から個人単位へ

【第1段階の改革のイメージ】



※上記の（ ）の人数は2030年時点。厚生労働省年金部会財政検証資料（事業所要件および賃金要件の撤廃、出生中位・死亡中位・外国人入国超過数16.4万人、労働参加漸進シナリオ）より事務局にて作成。

3. 提言のポイント（第2段階の改革）

- 第2段階の改革は、「税と社会保障の一体改革に向けた基礎年金改革の検討」
- 国民年金保険料と厚生年金保険料の一部となる基礎年金部分の保険料徴収を廃止。自営業者も含め、応能負担を強化するとともに現行の1/2税負担から段階的に全額税による基礎年金の仕組みとする。

改革の内容

- 基礎年金部分の保険料徴収を段階的に廃止。基礎年金（1階部分）は現行の税負担割合（1/2）から段階的に全額税による財源へと移行。
- 自営業者についても報酬比例年金に移行。標準報酬月額月額上限については、段階的に引き上げ。
- 高額所得者については、報酬比例年金の額に応じて基礎年金を減額（クローバック）する。
- 低年金者には所得審査を条件に一定額の補足給付を行う。

移行方法・移行時の影響

- 「国民年金保険料」の水準の低下（税負担の増加）に応じ、厚生年金保険料の下限を見直すとともに、被用者保険の適用基準である時間要件についても見直しを進め、完全適用拡大を図る。
- 基礎年金の保険料負担廃止と税財源による追加負担は、マクロの視点ではほぼ同額とし、国民負担率は変わらないよう制度設計を行う。
- 事業主側は、本改革によって、基礎年金部分の負担が減少する一方、被用者保険の適用拡大や標準報酬月額引き上げによる負担を担う。
- 保険料から税へ振り替える際の財政措置については、所得再分配を十分に機能させたバランスの良い税の組み合わせを検討。

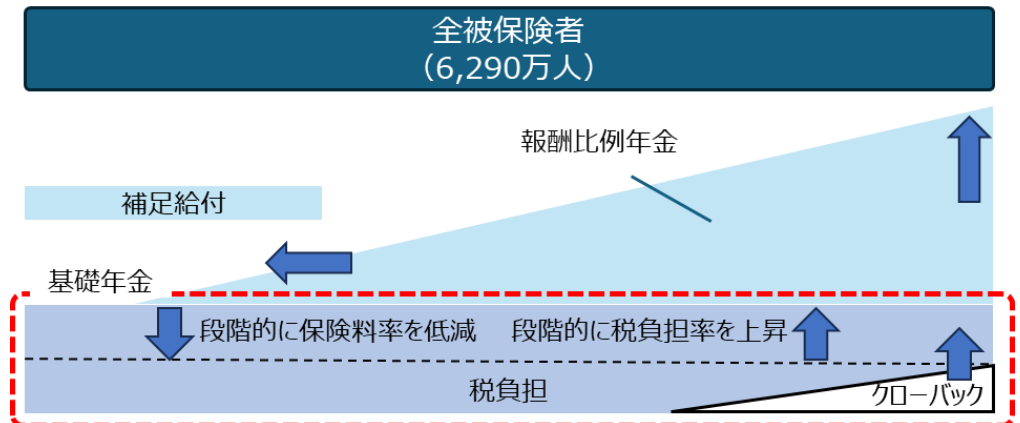
【改革のねらい】

過度な負担となっている保険料を低減し、応能負担も強化

税財源による最低限の保障が確実に受けられる制度を構築

2階建て構造の国民が分かりやすい制度へ

【第2段階の改革のイメージ】



※上記の（ ）の人数は2035年時点ですべての被保険者数を合算したもの。
厚生労働省年金部会財政検証資料（事業所要件および賃金要件の撤廃、
出生中位・死亡中位・外国人入国超過数16.4万人、労働参加漸進シナリオ）より事務局にて作成。

3. 提言のポイント（政府の検討案に対する考え①）

- 新たな年金制度（2つの改革）の構築に向けて、「働き方の中立性確保」「応能負担の強化」「将来の基礎年金の給付水準確保」の観点から、現制度の中において早期に実行・見直すべき政策について考え方を示す。
（※今通常国会で対応いただきたい政策）

働き方の中立性確保

（被用者保険の適用拡大）

- 企業規模要件の撤廃および非適用業種の解消、常時5人未満を使用する個人事業所への適用拡大により、第2号被保険者の拡大と第3号被保険者の縮小を図ることが必要である。
- 他方、賃金要件を見直す場合、国民年金保険料との不公平を拡大させないよう厚生年金保険料の下限の水準に留意したうえで、実施すべきである。

（複数事業勤務者・フリーランス等への適用）

- 複数事業勤務者が、適正に報酬比例年金が得られるよう、被用者保険資格取得届を廃止し、マイナンバー等の活用により日本年金機構において収入等を名寄せ・合算できる仕組みを導入すべきである。フリーランス・ギグワーカーに関しては、被用者性が認められる場合、被用者保険の適用がなされ、適正に報酬比例年金が得られるよう、適用範囲を拡大すべきである。

（年収の壁対策）

- 2025年の早期の段階において、これまで明らかになった制度上・執行上の課題と対策および今後の中期的な抜本改革の方向性（年収の壁・支援強化パッケージの期限延長と第3号被保険者制度の廃止）を明示すべきである。

（在職老齢年金制度の段階的廃止）

- 高齢者の自己実現のためにも、社会保険制度の持続性を向上するためにも、健康で意欲ある高齢者は可能な限り就労を続けることが望ましい。高齢者の就労のディスインセンティブとなっている在職老齢年金制度は段階的に廃止すべきである。

3. 提言のポイント（政府の検討案に対する考え②）

応能負担の強化

（標準報酬月額の段階的な上限見直し）

- 応能負担強化の観点から、基礎年金、厚生年金の持続性を高めるためにも、標準報酬月額は、引き上げるべきである。引き上げに際しては、個人・企業負担の増加を伴うため、急激な負担増とならないよう段階的に引き上げていくことが必要となる。

（支給開始年齢の段階的引き上げ）

- 健康寿命の延伸にともない、65歳以上の働き手がいきいきと活躍し働くことができる環境をつくり、可能な限り支えられる側から支える側に回るためにも、引き上げを行うべきである。 高齢期の雇用制度の見直しへの対応など企業の予見性を高める趣旨からも、段階的に引き上げることが必要である。

将来の基礎年金給付水準の確保

（マクロ経済スライドの調整期間一致・名目下限ルールの撤廃）

- 調整期間の一致により、大半の加入者は基礎年金部分が厚くなる所得再分配の効果がある。追加的な負担増は免れないが、基礎年金の持続可能性の観点からも実施すべきである。
- 国立社会保障・人口問題研究所の中位推計を大きく上回るスピードで少子化が進行するなかで、将来世代の基礎年金の所得代替率を確保するためにも、名目下限措置は速やかに撤廃すべきである。

（基礎年金の拠出期間延長）

- 基礎年金の拠出期間の延長は将来の基礎年金の給付水準の維持に大きく貢献する。政府は見送りとしたが、長期的な改革の方向性を見据えつつ、再検討すべきである。

4. 「令和時代における税と社会保障の一体改革」の議論・検討を

国民に理解しやすい簡素な制度へ

- 年金制度をはじめ社会保障制度は度重なる改定で非常に複雑化し、国民に理解し難い制度となっている。そのため、現行制度を可能な限り簡素化していくとともに、国民に分かり易く説明することが必要。

国会・政府において、令和版の税と社会保障の一体改革の検討の場を

- 昨年来の年収の壁の議論により、賃上げから可処分所得向上（手取りの向上）に焦点が移り、国民的関心が高まっている今こそ、「令和時代における税と社会保障の一体改革」の議論をはじめるべき。
- 与野党は、目指すべき経済社会と社会保障制度のあるべき姿を示し、社会保障全体の給付と負担のあり方や、ナショナルミニマムの考え方、税と社会保険料等による財源のバランスや国民負担のあり方等について、エビデンスベースで議論、検討を。
- 将来にわたり持続可能で国民の信頼・安心できる令和時代の社会保障制度の構築。